

平成29年10月1日

協同組合ビジネス交流センター 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作成することによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

- | | |
|---------|---|
| 1. 計画期間 | 平成29年10月1日 ~ 平成34年9月30日 |
| 2. 内 容 | 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備 |

目 標① 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

対 策① 産前産後休業や育児休業、雇用保険の育児休業給付金や社会保険の育児休業中の社会保険料免除など諸制度の周知や情報提供を行い、育児休業等を取得しやすい職場環境を目指す。また、育児休業取得者及び取得予定者に対し、本部から文書等により、必要事項を説明するとともに、本人からの問い合わせに迅速に回答できる体制を構築する。

期 間 平成29年10月～

目 標② 男性の子育て目的の休暇の取得促進

対 策② 配偶者が出産した際の有給休暇の取得や男性でも育児休業が取得可能な旨を文書等の通知により周知する。

期 間 平成29年10月～